

「経済産業省所管事業分野における第一種使用等に係る手引き及び注意事項案」及び「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種(開放系)使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイダンス案」に対する意見募集の結果について

令和6年7月2日
経済産業省
商務・サービスグループ
生物化学産業課

令和6年5月10日から令和6年6月9日の間、「経済産業省所管事業分野における第一種使用等に係る手引き及び注意事項案」及び「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種(開放系)使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイダンス案」に対する意見募集を行ったところ、結果概要を以下のとおり公表します。

1. 意見募集の方法

- (1) 実施期間：令和6年5月10日(金)～令和6年6月9日(日)
- (2) 告知方法：電子政府窓口(e-Gov)における掲載
- (3) 意見提出の方法：e-Gov、郵送

2. 意見募集結果

意見提出件数：3件

3. 提出いただいた意見の概要及び当省の考え方

別添のとおり

4. 本件に関する問い合わせ先

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室
電話：03-3501-1511(代表)

(別添)

提出いただいた意見の概要及び当省の考え方

令和6年7月2日

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課

| 提出いただいた意見の概要 | 当省の考え方 |
|--|--|
| <p>マニュアルについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ 8ページの6行目「原則として」と「すべて」とは相反するので、どちらかを削除したほうがよい。・ 3ページの7行目「法第二条」は「同法第2条」のほうがよい。・ 5ページの3行目の略称の定義は3ページの初種箇所に記載したほうがよい。・ 21ページの2行目の枠線内の2行目「以下」は「以下、」のほうがよい。・ 7ページの31行目「法」は「カタルヘナ法」のほうがよい。・ 11ページの9行目「事務所」は「事務所の所在地」のほうがよい。・ 11ページ18行目「括弧」と、同25行目「かっこ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。・ 6ページの22行目「メール」は「電子メール」のほうがよい。・ 32ページの12行目「電子メール」のアドレスは？・ 32ページの13行「又は」： 経産省と環境省の両者に連絡する必要はないという理解でよろしいか？・ 32ページの13行目「経済産業省生物多様性・生物兵器対策室」： 同室が所属するグループ名、課名を言わなくても代表の電話交換手はわかるのか？ | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘を踏まえマニュアル（案）の記載を再確認の上、必要な箇所については修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「遺伝子組換え生物等を遺伝子組換え生物等の使用等の規制による法律」にかかる表記については、初出箇所にて法律番号を明示すると共に、引用記載の箇所を除き、「カルタヘナ法」に統一しました。・ 遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法施行規則（平成15年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号）の第40条第2項において、届出をする者の行う事業を所管する大臣若しくは当該遺伝子組換え生物等である物の生産若しくは流通を所管する大臣又は環境大臣に届け出ることと規定されており、両省に届け出る必要はありません。 |

| 提出いただいた意見の概要 | 当省の考え方 |
|---|---|
| <p>以下、意見を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 経済産業省所管事業分野における第一種使用等に係る手引き及び注意事項（マニュアル）案 全体（特にその様式） ・ 意見内容 申請等について、申請者等が法人の場合は、法人番号の提出も行わせるようにされたい。 様式について、法人番号の記載欄を設けるようにされたい。 ・ 理由 その方が行政の能率及び公正性の向上に資するので。（経済産業省以外の行政機関についても参照する可能性があるのであるし、法人番号によって法人の一意的特定（銀行や学校法人と異なり、同名・同区域の場合も含めて非常に多くの数が存在する会社法人等も行うような手続の場合、識別のために一意に特定が行える番号が付されている事は重要性がある。）が容易に行えるようにしておく方が能率が高いはずである。また、法人番号が付されている場合、必ず存在する法人についての手続である事が確定されるものである等の公正性に関するメリットが生じるが、それは公正性の向上に資するものである。） | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>様式については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号）の様式第1として定められたものをそのまま用いております。いただいた御意見は今後の検討に当たり参考とさせていただきます。</p> |
| <p>人口削減、人体実験反対！表向きばかり国民を1番に考えてる風を装っているが、これは人体実験の何物でもない。遺伝子組み換えは日本でしか行われていない。日本</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> |

| 提出いただいた意見の概要 | 当省の考え方 |
|--------------------------|--------|
| 国民を馬鹿にしないで頂きたい。自民党は要らない。 | |